

中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェート
に対する不当廉売関税の課税に関する調査の開始

令和元年12月9日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会

経済産業省

中華人民共和国産トリス(クロロプロピル)ホスフェートの概要

- 本年8月5日、大八化学工業株式会社が中華人民共和国産(注)のトリス(クロロプロピル)ホスフェート(以下「TCPP」という。)に対する不当廉売関税の課税を求める申請書を提出。

(注) 香港及びマカオ地域を除く。

貨物の概要

- 名称：トリス(クロロプロピル)ホスフェート
(一般略称:TCPP。以下「TCPP」という。)
- 輸入統計品目番号：2919.90-000
(協定税率:3.9%、基本税率:4.6%、特惠税率:無税)
- 外観：無色から淡黄色透明の液体
- 主な用途：
難燃剤として、住宅やビルなどの建材に多く用いられる発泡ウレタン(断熱材)に添加される

調査開始の概要

申請書の概要

不当廉売された貨物の輸入の事実

- 中国から本邦への輸出価格と正常価格を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低く、その不当廉売差額率は30～60%の間となる。

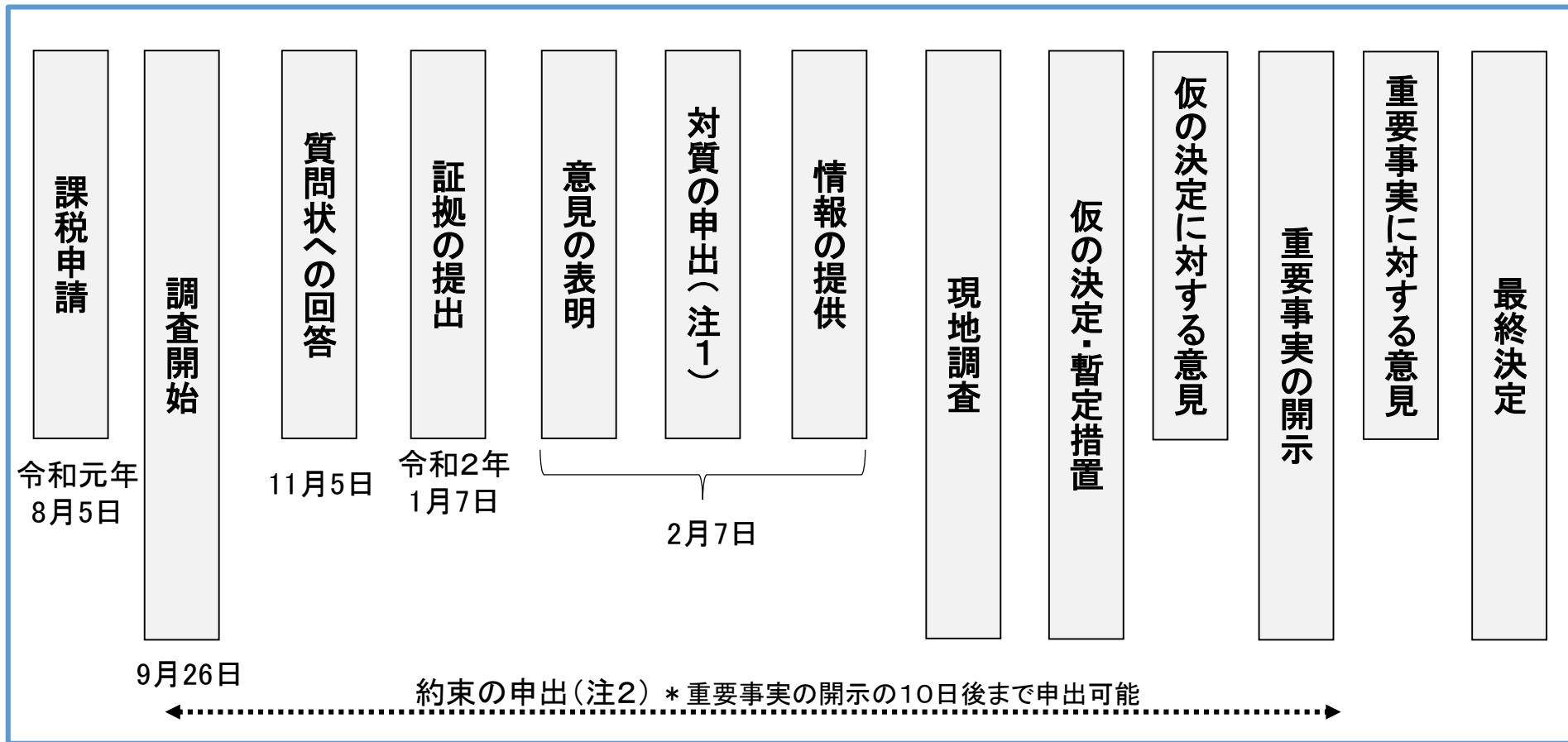
(参考) 不当廉売差額率 = $((\text{正常価格} - \text{輸出価格}) / \text{輸出価格}) \times 100$

本邦の産業に与える実質的な損害の事実

- 中国産TCPPの輸入量が国内需要量に占める割合は、2014年度以降、高い水準で推移している。
- 中国産TCPPの国内販売価格は、2014年度以降、国産品の国内販売価格を常に下回り続け、その結果、申請者は当該価格の引き下げを余儀なくされた。
- 上記により、申請者のTCPP事業は、2015年度以降、大きな赤字に陥っている。

調査開始のための十分な証拠があり、必要と認められたため、本年9月26日に調査を開始。

調査手続きの流れ



(注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。

(注2) 輸出者は、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

- 調査は、原則として1年以内に終了することとされている。
- 利害関係者等からの証拠の提出等の機会を設けるとともに、要すれば、現地調査を通じて更なる証拠の収集や確認を行う。